#### 働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する協定書

明治安田生命保険相互会社(以下「甲」という。)と埼玉労働局(以下「乙」という。)は、相互の連携・協力に関して、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

# (連携・協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図る ものとする。
  - (1) 働く世代の健康保持増進に関すること
  - (2) 健康経営 の普及・促進に関すること
  - (3) 熱中症対策の普及・促進に関すること
  - (4) その他、前条の目的の達成に資すること 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その 具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方 法等に関し、随時協議を行うものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解除の申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

#### (協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

## (守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、または漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務 を負うものとする。

## (協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その 都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1 通を保有するものとする。

# 令和7年5月21日

甲 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番地16 マルキユービル6階 明治安田生命保険相互会社 埼玉本部

埼玉本部長 瀧野瀬 雅夫(自署)

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー16階 埼玉労働局

局 長 片淵 仁文(自署)